

平塚市教育委員会令和4年11月定例会会議録

開会の日時

令和4年11月17日（木）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館3階302会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 梶原 光令 委員 守屋 宣成 委員 菅野 和恵
委員 大野 かおり

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	石川 清人	教育総務課長	宮崎 博文
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	熊川 泰成

◎学校教育部

学校教育部長	工藤 直人	学務課長	市川 豊
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所教育研究担当長	木村 裕和
子ども教育相談センター所長	伊藤 裕香		

◎社会教育部

社会教育部長	平井 悟	社会教育課長	田中 恵美子
中央公民館長	西山 聡之	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和4年11月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和4年10月定例会の会議録の承認をお願いします。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見が無いので、令和4年10月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)冬季休業中の教職員の服務等について

【報告】

○吉野教育長

12月25日からの冬季休業を控え、教職員の服務の徹底について、学校長へ通知することを報告するものである。

詳細は、教職員課長から報告する。

○教職員課長

本件については、本日午前で開催された定例校長会で、各校長に説明を行った。

なお、通知については、11月28日に正式に発出する予定である。

内容としては、「信用失墜につながる行為を慎むこと」、「時節柄、飲酒の機会も増えることかと思うので、飲酒運転、酒気帯び運転を絶対にしないこと」等の指導をお願いしたところである。また、例年この時期に、年末の慌ただしさの中で、通勤途中や休業中の交通事故・違反の事案も起こりがちなので、安全運転の徹底についても改めて指導をお願いした。

一方で、冬季休業中は多忙な日常を離れ、課業期間中よりも多少はリフレッシュの時間も取りやすい時期かと思うので、職員のみならず、校長自身も日ごろの疲れを取っていただきたい旨の話もさせていただいた。

【質疑】

なし

(2)令和3年度児童・生徒指導上の諸課題の状況について

【報告】

○吉野教育長

神奈川県調査をもとに本市の状況をまとめた内容を報告するものである。

詳細は、教育指導課長から報告する。

○教育指導課長

平塚市の状況だが、今回の調査では、小学校の暴力行為の総件数が減少、小中学校のいじめの総認知件数は増加、小中学校の不登校児童生徒数の出現率が高まったことが、傾向

としてみられた。

小学校の暴力行為の発生総件数だが、令和2年度に比べて67件減少し、104件となっている。対人暴力は引き続き0件であったが、児童間暴力は15件増、器物損壊は9件増と、発生件数はいずれも令和2年度に比べ増加している。対教師暴力については、令和2年度の95件から22件へと大幅に減少しているが、対教師暴力の加害者は、令和2年度14人、令和3年度は13人で大幅な減少はない。暴力行為を同じ児童が複数回行っていることが分かるが、件数として減っていることは、暴力を繰り返す児童の気持ちを受け止めながら粘り強く対話的な指導・支援を行っている成果だと捉えている。対教師暴力については、児童生徒が教室離脱等をしようとした際、制止をしようとした教師を振り払おうとして、結果として暴力行為となるケースが多くなっている。

中学校の暴力行為については、発生総件数46件で、令和2年度に比べ3件の増加である。対教師暴力、対人暴力、器物損壊の発生件数はいずれも減少しているが、生徒間暴力で、発生件数は増加している。

暴力行為に至ってしまった児童生徒には、毅然とした指導をしていくとともに、児童生徒がその行為に至るまでの気持ちを振り返り、自らの言葉で表現できるように支援する等、心に寄り添った関わりを、学校にお願いしていく。

さらに、当該児童生徒が抱えるそれぞれの課題に応じた、様々な視点からの指導・支援について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家と協働し、また児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関、あるいは必要に応じて地域の少年補導員などとも連携を図りながら対応いただくようお願いをしている。

次に、平塚市のいじめの認知件数だが、令和2年度は全校種で大幅な減少となったが、令和3年度では全校種で再び増加となった。小学校は令和2年度の総認知件数2,299件から684件増加し、令和3年度は2,983件、中学校でも令和2年度の424件から97件増加の521件となった。

県・国においても、いじめの認知件数は増加している。部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどもあり、いじめの認知件数が増加したと捉えている。また、各学校に調査をさせていただいている中で、細かな事案まで挙げていただいていると感じている。今後もいじめの積極的な認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前の未然防止を呼びかけていく。

なお、最もいじめの多い学年は、小学校が3年生、中学校が1年生であった。

いじめ発見のきっかけだが、小学校、中学校ともに、「学級担任が発見」「アンケート調査など学校の取組みにより発見」「本人からの訴え」が顕著となっている。県では「本人を除く児童生徒からの情報」が小学校で前年度の1.5倍、中学校で1.9倍となっているが、平塚市では、小学校で前年度の1.3倍、中学校で1.2倍と県と比較して低い割合である。いじめの傍観者とならないために、道徳科や児童生徒会活動等を通じて、いじめを自分たちの問題として捉え、話し合うといった取組をお願いしていく。

いじめられた児童生徒の相談の状況については、誰にも相談していない児童が1人いるが、これは本人からの訴えはなかったものの教師が気付いて加害者を指導した案件になる。

学級担任に相談している児童生徒が顕著ではあるが、いじめ総件数の増加の割に「学級担任以外の教職員に相談」「養護教諭に相談」「スクールカウンセラー等の相談員に相談」は、目立った増加がなく、「保護者や家族に相談」が増加している。学校でのSOSの出し方教育を実施していただく等、相談しやすい環境づくりと組織的ないじめへの対応についてもお願いをしていく。

いじめの態様については、冷やかしやからかい等が、令和2年度に続き、小中ともに多くなっている。また、小中共に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が増加し、中学校では「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」も増加していることから、コロナ禍で離れていた人との距離が近づいたことが原因の一つと考えられる。

「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」については、小学校では減少、中学校では令和2年度から2件増加しているが、県においては、小中学校における増加が顕著となっている。いじめ問題にかかわらず、SNSに関するトラブルは増加傾向であり、更にGIGAスクール構想による一人一台端末の整備も進んだところである。現在各学校では少年補導員作成のDVDやケータイ電話教室等の活用、更に日頃から教職員がSNS上のいじめやトラブルがないかなど、アンテナをはりながら指導をしているところだが、情報モラルやICT機器を適切に使うスキル等の指導について、より一層充実させる必要性を感じているところでもあるので、引き続き児童生徒指導担当者会や情報教育担当者会等において、研修や情報提供を行っていく。

次に、いじめの解消の状況だが、小学校は令和2年度の86.1%から87.8%と認知されたいじめの解消した割合が微増、中学校では令和2年度の78.3%から76.6%と、減少している。

なお、7月の追跡調査では、小学校で99.2%、中学校で96.3%のいじめが解消されていた。いじめの解消については、少なくとも3か月いじめに係る行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないこととする国の定義が根付いてきており、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを行っている結果だと捉えている。引き続き、「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、積極的な認知による早期対応と、教職員の組織的な指導・支援による早期解消を目指していただくようお願いしている。

次に、日常の取組と実態把握のための方法についてだが、各学校には、今後もしじめ問題に関して教職員間で共通理解を図るとともに、スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図る等、引き続きいじめの問題に対する日常の取組をお願いしていく。また、アンケート調査を効果的に活用し、いじめの実態把握を進めていただくようお願いしていく。

次に、令和3年度長期欠席児童生徒についてだが、令和3年度の小学校の長期欠席児童数は367人で、全在籍児童数が減少している中、令和2年度から42人増加し、出現率は0.39ポイント増加している。中学校は476人で、令和2年度に比べ16人減少し、出現率は0.31ポイント減少している。

次に、不登校児童生徒についてだが、小学校では令和3年度の不登校児童生徒数は192人、出現率1.58%、中学校では320人、出現率5.05%で、どちらも前年度より増加してい

る。

次に、市・県・国の不登校児童生徒の出現率の比較だが、市の数値を年度ごとに見ていくと、平成 28 年度から、小中学校ともに増加し、前年度を上回る結果となっている。県も平成 28 年度から、全国では平成 25 年度から増加している。

次に、不登校の要因に関する結果だが、小学校では、令和 3 年度は「本人に係る状況」のうち、「無気力、不安」が 55.7%で最も多く、次いで「家庭に係る状況」のうちの「親子の関わり方」が 16.7%となっている。中学校では、「本人に係る状況」の「無気力、不安」が 47.8%で最も多く、次いで「学業の不振」が 11.9%となっている。小学校では、「学業の不振」が減少し、中学校では「親子の関わり方」の増加が特徴的である。学校段階、発達段階によって不登校の要因は様々であると考えられる。今後とも、個々の状況を丁寧に把握していただくようお願いしていく。また、担任だけでは解決できないケースは増加の一途をたどっている。学校全体がチームとして対応することは勿論のこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、こども家庭課、子ども教育相談センターや児童相談所、民間のフリースクール等の外部機関と積極的に連携し、多くの目で見守り、取り組んでいくことが重要であるとする。すぐに結果が出るケースは少ないかもしれないが、いくつかの学校からは、ケース会議等を含め積極的に情報共有し、多くの目で見守り、取り組むことで、登校につながったというケースについて、報告をいただいている。

【質疑】

○大野委員

市では国・県と比べて1校当たりのいじめの認知件数が3～4倍程度多くなっている。このことについて、市の見解を伺いたい。

○教育指導課長

現場が小さな事案も見逃さず、報告いただけたことが要因ではないかと考えている。「呼び捨てにされた」や「驚かされた」なども全て計上している。学校では、いじめ発見のためのアンケート等を実施しており、児童生徒から記載があったものについては一人一人聞き取り行うなど、小さな事案も見逃さないという姿勢が現場に浸透してきているのではないかと考えている。

○大野委員

いじめの発見のきっかけについてだが、県ではいじめの発見のきっかけは本人からの訴えが最も多く、次いでアンケート調査等学校の取組により発見となっている。

市では、学校の教職員の発見がかなり多く、中でもアンケート調査等学校の取組により発見がかなり多くなっている。

県と市の結果を見比べ、いじめの発見のきっかけにもかなり違いがあると感じた。

アンケート調査だが、必ずその後に担任の先生を中心にアンケートの内容を確認し、児童生徒と面談など話を聞く機会を設けているのではないかと思う。県では誰にも相談しない件数が増えていると記載されているが、市では誰にも相談していない子どもが調査の結

果ではほとんどいないということがわかった。その分、学校の担任に相談しているケースが多いようで、これはアンケート後の面談や聞き取りの際に、担任の先生と児童生徒とできちんと話ができているためだろうなと思った。

次に、いじめの日常的な実態把握のための具体的な方法についてだが、市ではアンケート調査を年2、3回、中学校では4回以上行っている学校も増えていることがわかる。アンケート調査を毎年複数回行い、その後に聞き取りを行うことは、先生方にとっては労力だと思うが、そういったSOSを見逃さない努力は素晴らしいと思った。一方、時間は有限であるので、先生方が子どもたちに向き合い丁寧に対応する時間を作るため、教育委員会としては教員の働き方について検討する必要がある、それが結局は子どもたちのためになるのではないかと思う。

いじめに関しては今後も学校と教育委員会が連携し、早期発見・対応を行うとともに、効果的な指導方法や対応事例については情報共有を行い、また困難な事例もあると思うので、外部機関との連携も進めていってほしい。

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第6号 令和4年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

11月28日から開会される、市議会12月定例会への令和4年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

12月議会には、職員給与費及び会計年度任用職員報酬に係る補正予算をそれ以外の補正予算と別の議案として上程するが、本日の教育委員会定例会においてはまとめて報告を行う。

なお、職員給与費等に係るものをその他のものと区別する理由だが、職員給与費等に係るものについては、期末手当等の支給率の見直しの内容が含まれるものであり、支給に係る基準日が12月1日ということから、その前に施行する必要があるため、その他のものと分けて上程することとしている。

補正予算要求額だが、歳入は472万5千円の増額を、歳出は1億6千215万9千円の増額を、それぞれ計上している。

始めに、歳入についてだが、15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、8目 教育費国庫補助金、1節 教育総務費補助金において、学校保健特別対策事業費補助金を472万5千円計上している。

続いて、歳出についてだが、始めに職員給与費及び会計年度任用職員に係る部分について説明する。この費目については、4月の人事異動等により補正するものに加え、国家公

務員の給与改定に準じて、教育委員会所属職員の人件費について費目ごとに所要額を計上するものである。

まず、10款 教育費 1項 教育総務費、2目 事務局費「1 職員給与費」だが、給料、職員手当等、共済費を合わせて3千285万3千円を増額する。この後の説明にも職員給与費という費目が出てくるが、同じく給料、職員手当等、共済費を合わせたものになる。

次に、7目 子ども教育相談センター費「1 スクールカウンセラー派遣事業」において、報酬を68万1千円増額する。

次に、2項 小学校費 1目 学校管理費「1 職員給与費」だが、1千672万9千円減額する。

次に、「2 小学校運営事業」だが、報酬333万2千円、職員手当等29万7千円をそれぞれ増額する。

次に、3目 学校給食費 「1 職員給与費」だが、1千221万7千円減額する。

次に、3項 中学校費 1目 学校管理費「1 職員給与費」だが、1千930万5千円を増額する。また、「2 中学校運営事業」において、報酬335万4千円、職員手当等52万1千円をそれぞれ減額する。

次に、4項 幼稚園費 1目 幼稚園費「1 職員給与費」だが、558万1千円減額する。

次に、5項 社会教育費 1目 社会教育総務費「1 職員給与費」だが、3千679万円を減額する。また、「9 文化財保護事業」において、報酬6万2千円、職員手当等1万3千円をそれぞれ増額する。

次に、公民館費「6 地区公民館管理運営事業」において、報酬を23万1千円増額する。

次に、3目 図書館費「2 ブックスタート事業」だが、報酬・職員手当等を合わせて2万1千円増額する。

次に、4目 博物館費「4 博物館管理事業」において、報酬を1万1千円増額する。

次に、6項 保健体育費 1目 保健体育総務費「1 職員給与費」だが、224万5千円増額する。

ここまでが、職員給与費及び会計年度任用職員報酬に係る部分となる。

これからは、それ以外の補正予算について説明する。

10款 教育費 1項 教育総務費のうち、3目 教育指導費「18 教育指導事業」だが、いじめ問題対策調査会の回数増に伴い、委員報酬を13万8千円増額する。また、「20 GIGAスクール構想推進事業」において、児童生徒が利用するタブレット端末を修繕するため、需用費の物品修繕料を78万9千円増額する。「22 感染症対策・学習保障等支援事業」については、学校教育における迅速かつ柔軟な感染症対策の実施や学習保障を更に支援するため、委託料を945万円増額する。

次に、6目 教育会館費「1 教育会館維持管理事業」だが、教育会館の光熱水費の増加に対応するため、需用費の光熱水費を120万円増額する。

なお、今回の補正予算では、エネルギー価格の高騰等を受け、同様に各施設の光熱水費の増額を計上しており、この関係をまとめて説明させていただく。

7目 子ども教育相談センター費「8 子ども教育相談センター管理運営事業」において73万2千円増額する。

次に、2項 小学校費 1目 学校管理費「2 小学校運営事業」において、7千572万5千円増額する。

次に、3目 学校給食費のうち「3 単独調理場運営事業」において燃料費・光熱水費を合わせて367万3千円を増額し、「4 共同調理場運営事業」において2千11万7千円増額する。

なお、共同調理場運営事業では、光熱水費のほかに、ボイラー等の修繕のため、施設修繕料を79万2千円増額する。

次に、3項 中学校費 1目 学校管理費のうち「2 中学校運営事業」において1千719万6千円を増額する。また、その下の4項 幼稚園費、1目 幼稚園費のうち「2 幼稚園運営事業」において30万3千円を増額する。

次に、5項 社会教育費 1目 社会教育総務費のうち「9 文化財保護事業」において、34万2千円を増額し、2目 公民館費の「3 中央公民館管理運営事業」において836万7千円を増額する。

なお、「6 地区公民館管理運営事業」だが、こちらは光熱水費ではないが、旭南公民館大ホールの空調設備修繕のため、施設修繕料を2千257万2千円増額する。

次に、3目 図書館費のうち「7 中央図書館管理運営事業」だが、光熱水費を459万1千円増額する。また、光熱水費のほかに、空調設備の修繕のために施設修繕料を107万円増額する。

次に、4目 博物館費の「4 博物館管理事業」において、259万7千円を増額し、6目 美術館費「4 アートギャラリー等施設利用促進事業」において、832万3千円を増額する。

それでは、歳出の最後になるが、光熱水費以外のものについて説明する。6項 保健体育費、1目 保健体育総務費のうち「2 保健体育庶務事業」だが、「ひらつかスポーツナビ」の追加業務に対応するため、委託料を32万3千円増額する。

続いて、繰越明許費補正だが、先ほど歳出の部分で説明した「地区公民館管理運営事業」のうち、旭南公民館大ホールの空調設備修繕については、年度内に終了しない見込みであるため、翌年度に繰越しを行うものである。

なお、ただいま説明した補正予算については、12月市議会定例会に上程したいと考えている。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

3 議案第26号 令和5年4月期人事異動方針について

【提案説明】

○吉野教育長

令和5年4月期の校務作業員及び給食調理員の人事異動に関して、基本方針を定めるものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

○教育総務課長

この人事異動方針だが、各学校に勤務する市費の職員である、校務作業員若しくは給食調理員として勤務する正規職員の人事異動を対象にしたものになる。

「2 異動対象者」として職員の異動対象となる条件を掲げている。

まず、「(1) 校務作業員」については、原則として「同一職場勤続5年以上の者」を異動対象とする。ただし、全体の人事配置を考慮していく中で必要が生じたときは、3年以上5年未満の者も異動対象とすることができる旨、定めている。

次に、「(2) 給食調理員」については、原則として「同一職場勤続3年以上の者」を異動対象とする。こちらも例外があり、全体の人事配置を考慮していく中で、必要が生じたときは、同一職場勤続3年未満の者も異動対象とすることができる旨、定めている。

なお、「3 人事異動の方針」として、人事異動に係る考慮すべき点等を掲げている。

今後の手続だが、この人事異動方針を各校長に示した上で、人事異動に係る調書を作成いただく。人事当局としては、この調書を参考に人事異動について検討を行うこととなる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第27号 平塚市教育委員会の点検・評価について

【提案説明】

○吉野教育長

令和4年度（令和3年度対象）平塚市教育委員会の点検・評価について、公表するものである。

詳細は、教育総務課企画担当長から説明する。

○教育総務課企画担当長

教育委員会における、令和3年度対象事業の点検評価報告書について説明する。

この報告書は、令和2年度からスタートした、新たな教育振興基本計画「奏プランⅡ」における2年目のものとなる。

1 ページ下段にある3人のアドバイザーにより、外部評価を行っていただいた。今年度は新たに、伊勢原市の小学校で校長経験のある、現在帝京大学にお勤めの杉山先生に就任

いただいた。

2 ページでは、奏プランⅡについて、3 ページでは市長部局が定めている総合計画・教育大綱と教育委員会の奏プランⅡの関係性を記載している。4 ページから 10 ページでは、教育委員会についてということで、教育長及び 4 人の教育委員の紹介と教育委員会議、活動状況について記載している。

なお、教育委員については、令和 3 年度の事業を対象としているため、令和 4 年 3 月 31 日時点の委員となっている。

11 ページからは新型コロナウイルス感染症の対応を記載している。教育委員会と校長会が連携して取り組んだこと、また社会教育施設において取り組んできたことを記載している。コロナ禍 2 年目の対応を記載しているが、アドバイザーからは、工夫と市民等との協力で事業が継続できたものが多く、よくやったと評価の言葉も頂戴した。

18 ページからは、全 107 の対象事業を 3 つの基本方針に分け、その中で更に施策ごとに分けて取組と評価を記載している。

基本方針 1 は「教育環境の充実」、基本方針 2 は「子どもの育ちの支援」、基本方針 3 は「社会教育」に関する施策の内容となっている。それぞれの施策については、方向性ととも目標とする指標を掲げている。この指標は総合計画にも位置付けられているものを中心に記載している。また、各事業については、細かく事業ごとに評価を記載している。前年度比較として「上向き矢印、横矢印、下向き矢印」の 3 種類があるが、今年度は下向き矢印はない。これは、令和 2 年度事業はコロナ禍のため、実施できなかったものが数多くあったが、令和 3 年度事業では、実施できたものが数多くあったことが要因である。

加えて、アドバイザーからは、たとえコロナ禍であっても、感染対策など工夫して実施できた点を評価すべきであり、単に参加人数だけを見て、矢印を下向きにする必要はないと御意見もいただいたところである。

続いて、それぞれの基本方針について説明する。

まず、基本方針 1 についてだが、各事業を詳細に記載しているのが、22、23 ページになる。この「主な事業紹介」の選定に関しては、第 1 回会議でアドバイザーの意見に基づき決定したものである。以降施策ごとに同様の構成となっている。31 ページになるが、基本方針ごとに総括として第 2 回会議で出たアドバイザーの意見、それを受けての教育委員会の総合見解を記載している。基本方針 2 と 3 についても、同様の構成となっている。

基本方針 1 の総括意見として、アドバイザーからは、デジタル教科書について、今後の発展が楽しみという意見もあった一方、効果が高い分野とそうではない分野もあること、思考力をしっかり養う環境を整えることが大事であり、単にタブレットを使用したり、その機能を使ったりすることが目的とならないようにといった意見があった。

基本方針 2 は「支援」に関する施策となるが、総括意見として、アドバイザーからは、重要な課題に対し、様々なニーズがある中で、支援していく姿勢が見られて良い。どれだけ対応したかといった数の問題ではなく、しっかり支援体制を作っておくことが大事であるといった意見があった。

基本方針 3 は「社会教育」に関する施策となるが、アドバイザーからは、感染症対策をしながら、工夫して多くの事業を実施できたこと、本市の社会教育施設は近隣自治体にはない、誇れるものであり、それをこれからもいかして行ってほしいと大きな期待が感じら

れるお言葉をいただいた。

教育委員会としても、様々な意見を真摯に受け止め、ウィズコロナという視点を持ちながら、各事業を進めていけるよう取り組んでいくつもりである。

【質疑】

○大野委員

主な事業については既にアドバイザーの方々から適切な助言をいただいているので、私からは19ページの基本方針1の目標とする指標についての感想を述べさせていただく。

指標の1つ目、授業の内容がよくわかると回答した児童生徒の割合だが、令和3年度は調査値が目標値を超えている。まだ2割程度の子どもは授業の内容がよくわかると答えていないため、その子どもたちのへ手立てを講じていくのは大切だが、市内小中学校の児童生徒の生の声として授業がよくわかるという回答が目標値を超えたのは嬉しい結果だと思う。

順番が前後するが、指標の3つ目、学校研究は教職員の指導力の向上に役立ったと回答した学校の割合だが、令和3年度は小中学校共に100%であったということで、教職員の協働的な学びが今後更なる授業改善につながっていくのではないかと感じた。

指標の2つ目、自分には良いところがあると回答した児童生徒の割合だが、これは目標値に達していない。自己肯定感は自分の存在を大切に思う気持ちであり、ありのままの自分を認められる気持ちから育まれると思う。自己肯定感子どもたちが将来に渡り様々な活動や困難に立ち向かう意欲の基になると思う。平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～でも示されている目指すべき人間像の土台になるものだと思うので、今後様々な施策を進める中で平塚の子どもたちが自己肯定感を高め、自分には良いところがあるという子どもたちが増えてくれたら嬉しい。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 議案第28号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援金規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

高等学校等修学支援金の受給資格を見直すほか、必要な規定を整備するものである。詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

来年度に高等学校等に進学する生徒を対象にした令和5年度の修学支援生の募集に向けて、受給資格を見直すほか、字句の整理等、必要な規定を整備するため、平塚市教育委員会高等学校等修学支援金規則の一部を改正する規則を議案として提案させていただく。

当該規則は、勉学に意欲的で高等学校等における経済的な修学の支援が必要な者に修学支援金を支給するために必要な事項を定めたものである。この度、受給資格等の課題を改善するため、学業成績の要件を廃止することとして、規則の内容を見直すとともに全庁的に取り組んでいる押印等の見直しにより、申請書等の様式内の押印欄を廃止している。

現行第1条の趣旨は、第1条に目的と第2条に高等学校等の定義として分けて規定した。

以降、条項にずれが生じるため、現行では14条の構成から、改正案では15条の構成となった。

受給資格の学業成績要件を廃止することから、現行の第2条(4)の「学業成績及び品行が良好である者」から改正案では、第3条(4)「勉学に意欲的であること」に変更した。

なお、第3条(3)受給資格の「経済的な就学の支援」である収入要件の詳細については、第15条に基づき「支給について必要な事項は教育長が定める。」ことから、別に要領で定めている。

学業成績の要件廃止に伴い校長が教育委員会に提出する調書の名称も変更となり、現行の第5条第2項、第3項に記載のある「学業成績・人物調書」から改正案では、第6条第2項、第3項では、「人物調書」に変更となった。

あわせて、この人物調書は「第2号様式」だが、学業成績に係る部分等を削除するなどの改正を行っている。

現行第9条の最後に「ただし、教育委員会がこれらの提出の必要がないと認めるときは、この限りではない。」と追加している。これは、認定されても支給されていない非課税世帯の方に対し、成績証明書及び修学支援金の用途等を記載した報告書は提出の必要がないことを別に定めることができるよう追加したものである。

3種類ある1号2号3号様式については、押印欄の廃止と学業成績等に係わる部分を改正している。

今回の改正に当たり、字句や言い回し等の見直し箇所が多く、改正箇所は多くなっているが、内容の改正概要の説明となる。

【質疑】

○菅野委員

学業成績の要件を廃止することで、対象が広がることは良いことだと思う。

この事業の取組を本当に必要としている方にきちんと届くよう案内をしていただき、生徒の今後の活躍を後押しして行ってほしい。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会11月定例会は閉会する。

(14時58分閉会)